



池田町養老鉄道通学定期乗車券助成事業

池田町では、通学定期券の購入経費の
3分の1を助成します。

制度内容

- 対象者** 池田町に住民票を有し、**養老鉄道の通学定期乗車券を購入された方。**
※養老鉄道株式会社が通学定期乗車券の発行を認める学校へ通学されている方。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。
 - 回数券など通学定期乗車券でないもの
 - 紛失などで再購入した場合
 - 他の助成制度を利用した場合（特別支援教育就学奨励金等）
 - 申請者を含む世帯全員に町税等の未納がある場合
- 申請期間** 通学定期乗車券の購入日から有効期間終了後一ヶ月以内
- 内容** 対象生徒1人につき通学定期乗車券の購入経費の**3分の1**助成
※ 100円未満は切り捨て
- 申請方法**



①通学定期乗車券購入後、申請書兼請求書を提出



②申請者の指定口座へ振込



- ・**モバイル定期乗車券の申請も可能です。**
- ・申請者は対象生徒又は保護者とし、申請者の指定する口座への振込となります。
- ・申請書兼請求書に学生証の写し、購入した通学定期乗車券の写し（**モバイル定期乗車券の場合は定期券利用証明書**）、振込先の通帳の写し、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を添付してご提出下さい。また、申請書は印鑑の押印が必要になります。
- ・提出書類、様式等は池田町ホームページに掲載してあります。
- ・途中で払戻しを行った場合、助成金は月割での返還となります。

問い合わせ先：〒503-2492 揖斐郡池田町六之井1468番地の1
池田町企画課企画政策係 ☎0585-45-3111

申請について

Q1.申請にはどんな書類が必要ですか？

A1.申請書、購入した通学定期乗車券の写し、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、振込先がわかるものの写し（通帳等）を添付してください。また、申請には印鑑の押印が必要です。

Q2.申請書は郵送してもいいですか？

A2.来庁困難な場合は、申請書に必要事項を記入した上で、必要書類を添付して郵送してください。郵送の場合は、申請期限当日の消印有効となります。

Q3.申請期限はありますか？

A3.通学定期乗車券の購入日から有効期間終了後一ヶ月以内の申請とします。

Q4.申請者は生徒の保護者のみですか？

A4.申請できるのは通学定期乗車券を使われる生徒自身、又はその保護者となります。

通学定期乗車券の助成対象者について

Q5.年齢による制限はありますか？

A5.年齢制限はありません。全ての通学定期乗車券が助成対象になります。

Q6.1世帯に高校生や大学生が2人以上いるときはそれぞれが助成を受けられますか？

A6.各生徒が対象になりますので、個別に申請を行ってください。

Q7.通信制高校や専門学校、大学院や私立中学校の場合も助成対象に入りますか？

A7.養老鉄道株式会社が通学定期乗車券の発行を認めているのであれば対象となります。詳しくは養老鉄道株式会社に直接お問い合わせください。

通学定期乗車券について

Q8.通学回数乗車券は助成対象になりますか？

A8.助成の対象は通学定期乗車券のみです。助成の対象にはなりません。

Q9.養老鉄道とJRの連絡定期券は助成対象になりますか？

A9.養老鉄道の区間のみ対象となります。

Q10.モバイル定期券の場合どのように申請すればよろしいですか？

A10.購入した通学定期乗車券の写しの代わりに定期券利用証明書が必要です。ご自宅のプリンターやコンビニの複合コピー機等でプリントアウトしてから提出をしてください。

注意事項について

Q11.助成金の計算方法について教えてください。

A11.通学定期乗車券購入費の3分の1（100円未満切捨）の額を助成します。年定期、月定期どちらも計算方法は変わりません。

Q12.通学定期乗車券を払い戻した場合はどうなりますか？

A12.通学定期乗車券の有効期間が満了していないため、払戻日以降の期間は助成対象外となります。そのため、交付を受けた助成金は通学定期乗車券の交付日から一ヶ月単位の月割で返還となりますので、払い戻しが発生した場合は速やかに申し出て下さい。返還請求書と納付書を送付しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

例：3ヶ月定期を4月9日に購入し、4月30日に払い戻した場合は
4月9日から5月8日までを一ヶ月単位と考えて、
5月9日から7月8日までの二ヶ月分を返還して頂きます。

Q14.現金での受け取りはできますか？

A14.申請者が指定した口座への振込でしかお支払いできません。

